

○千葉県警察名誉師範の称号授与について

(昭和58年4月11日
例規(教)第17号警察本部長)

[沿革] 平成18年2月例規(教)第5号改正

各部長・参事官・所属長

本県警察の柔道、剣道又は逮捕術の指導職にある者が、これら警察術科の普及振興に貢献し、本県警察職員でなくなつたときは、次により千葉県警察名誉師範の称号(以下「称号」という。)を授与することができるものと定め、昭和58年4月15日から実施することとしたので誤りのないようにされたい。

記

1 授与基準

称号は、本県警察の首席師範、副首席師範又は師範の職にある者が、次の各号に該当し、本県警察の職員でなくなつた際に授与できるものとする。

- (1) 人格、識見ともすぐれ、一般の模範になると認められる者
- (2) 永年にわたり本県警察の柔道、剣道又は逮捕術の普及振興に貢献し、特に功労が顕著であると認められる者

2 手続

称号は、次の事項を具備した警察部教養課長の内申に基づき警察本部長が授与する。

- (1) 柔道、剣道又は逮捕術の指導及び普及振興に寄与した業績の概要
- (2) 履歴、身上及び在職時の勤務成績に関する事項
- (3) その他参考となる事項

3 証書様式

称号の証書は、別記様式のとおりとする。

4 資格の喪失

警察本部長は、名誉師範の称号を授与された者が名誉師範としてふさわしくない非行のあつたときは、その称号を喪失させることができるものとする。

5 事務処理

称号授与に関する事務は、警務部教養課において処理するものとする。

以下別記様式省略